

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県公有財産規則の一部を改正する規則

規 則

福島県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第二十四号

福島県公有財産規則の一部を改正する規則

福島県公有財産規則（平成三年福島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
第四十六条の見出し中「及び附属図面」を削り、同条第一項中「様式第十号」及び附属図面を「公有財産管理システム（電子計算組織を利用して公有財産の管理を行う情報処理のシステムで知事が指定したものをいう。以下同じ。）に公有財産の数量及び価額その他の管理に必要な事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「及び附属図面の副本」を削り、同条第三項中「の副本」を削る。
第四十六条の次に次の一条を加える。

（附属図面）

第四十六条の二 財産管理者は、その管理に係る公有財産について、土地、建物、工作物又は立木竹の種類、分類等に従い、附属図面を備えなければならない。

2 部長等は、公有財産に関する事務の総括に資するため、附属図面の副本を備えなければならない。

第四十七条第一項第六号オ中「有価証券」を「権利」に改める。

第四十九条見出し中「及び貸付等台帳」を削り、同条第一項中「様式第十一号」にその内容を記載しなければ「公有財産管理システムに使用許可に係る事項を記録した電磁的記録をいう。」を備えなければ「に改め、同条第二項中「（様式第十一号）」及

び「（様式第十二号）」を削る。

第五十条見出し中「報告」を「記録」に改め、同条中「記載事項」を「記録事項」に改め、「総務部長が別に定める報告書により」を削り、「部長等」を「変更に係る事項を公有財産管理システムに記録し、並びに部長等」に改める。

様式第十号から様式第十二号までを次のように改める。

様式第10号 削除

様式第11号 削除

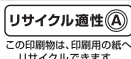
様式第12号 削除

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十九条の改正規定及び様式第十号から様式第十二号までの改正規定（様式第十号に係る部分を除く。）は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 平成二十五年四月一日前に改正前の福島県公有財産規則（以下「改正前の規則」という。）第三十三条の規定により使用許可をした行政財産であつて、使用許可の期間が満了していないものに係る改正前の規則第四十九条第一項の規定により作成された行政財産使用許可台帳及び改正前の規則第四十条の規定により貸し付けた普通財産であつて、貸付期間が満了していないものに係る改正前の規則第四十九条第二項の規定により作成された公有財産貸付等台帳は、それぞれ改正後の福島県公有財産規則（以下「改正後の規則」という。）第四十九条第一項の規定による行政財産使用許可台帳及び改正後の規則第四十九条第二項の規定による公有財産貸付台帳とみなす。

（財産管理課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県印刷所
印刷者 株式会社 第一印刷